

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	八代市

## 八代市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 熊本県八代市水産林務課  
所在地 熊本県八代市松江城町 1-25  
電話番号 0965-33-4119  
FAX番号 0965-33-4472  
メールアドレス [suirin@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:suirin@city.yatsushiro.lg.jp)

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、ニホンジカ、カラス類、タヌキ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	熊本県八代市

(注) イノシシ（イノブタ含む）は、以下「イノシシ」という。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	1,175千円 2.03ha
	豆類	14千円 0.06ha
	果樹	1,842千円 2.83ha
	野菜（ショウガほか）	25,852千円 6.87ha
	いも類	1,338千円 0.92ha
	小計	30,221千円 12.71ha
ニホンジカ	稲	193千円 0.31ha
	豆類	12千円 0.06ha
	雑穀	0千円 0.01ha
	果樹	579千円 1.12ha
	野菜（ショウガほか）	55,044千円 4.71ha
	いも類	48千円 0.04ha
	工芸作物	228千円 0.29ha
	スギ・ヒノキ造林地	18,309千円 120.92ha
	小計	74,413千円 127.46ha
タヌキ	野菜	202千円 0.02ha
	小計	202千円 0.02ha
カラス類	果樹	74千円 0.25ha
	野菜	29千円 0.01ha
	いも類	16千円 0.01ha
	小計	118千円 0.27ha
合計		104,954千円 140.46ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### イノシシ

イノシシによる被害は、果樹や野菜の収穫期の被害が被害面積・被害額を引き上げている。また果樹の枝折れなど被害額に表れない樹体被害もあり、被害は収穫時期を中心に農作物全般にわたり、被害区域も中山間地域から中山間地域につながる平野部へと広がってきている。これまで防護対策がとられていない家庭菜園等への生活被害も出始めている。

### ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、スギ・ヒノキの剥皮被害、若芽を齧られる被害は減少傾向にあるが、中山間地において、野菜類だけでなく樹体生長に影響を与える果樹への被害や、ショウガの土壌消毒を行う被服材を踏み破り病原菌を持ち込むことによる根茎腐敗病のまん延を引き起こす等の被害が増えつつある。

目撃情報も中山間地域～平野部近くの傾斜地域で多くなってきており、裾野付近まで被害が広がりつつあることをうかがわせる。

### タヌキ

中山間地域に限らず、平野部まで広範囲にわたる被害が報告されている。野菜への被害が多いが、ハウス加温施設の周辺に住みつき、ハウス施設のビニール破損などの被害も報告されている。タヌキのほか、アナグマ、ハクビシン等中型動物の目撃、被害もあっている。

### カラス類

カラス類による被害は、果樹への被害が目立っており、着果～収穫時期まで長期にわたる被害が発生している。平野部ハウス施設のビニール破損など、被害額に表れない被害もあり、ごみ集積場を荒らすなどの生活被害は常習化している。カラス類のほか種類を特定できない鳥類の果樹、野菜への被害もある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（平成28年度）	目標値（平成32年度）
イノシシ	30,22.1万円	21,00.0万円
ニホンジカ	74,41.3万円	52,00.0万円
タヌキ	20.2万円	18.0万円
カラス類	11.8万円	10.6万円
合計	104,95.4万円	73,28.6万円

指標（被害面積）	現状値（平成28年度）	目標値（平成32年度）
イノシシ	12.71ha	8.9ha
ニホンジカ	127.46ha	89.2ha
タヌキ	0.02ha	0.01ha
カラス類	0.27ha	0.24ha
合計	140.46ha	98.35ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>熊本県猟友会八代支部、坂本支部、氷川支部による捕獲隊による捕獲体制をとってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費を交付               <ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンジカ：13,000円/頭</li> <li>イノシシ：8,000円/頭</li> <li>カラス：200円/羽</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲隊員の高齢化、隊員数の減少。</li> <li>・ニホンジカ捕獲対策報償費など経費増加による財政負担の増加。</li> <li>・周辺自治体、南九州3県との捕獲連携・強化、情報共有。</li> <li>・平野部では銃器使用が困難なため、別手段(わな、追い払い等)による対策が必要である。</li> <li>・タヌキについては、防護ネットを破ったり、下を掘って侵入するなど有効な対策がないため、捕獲を主にして取り組むことが必要。</li> </ul>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>個別農家・小規模農用地への被害防止策として、電気柵等設置補助を実施。(上限20,000円以内 1/2の補助)</p> <p>H26年度：33箇所/6,431m/3.8ha  H27年度：42箇所/7,702m/4.4ha  H28年度：50箇所/9,343m/5.4ha</p> <p>合意形成が行われている地域集落では、鳥獣被害防止総合対策事業を活用した防護柵を設置。</p> <p>H26年度：11地区/7,360m/15ha  H27年度：8地区/11,945m/11ha  H28年度：13地区/20,204m/20ha</p>	<p>鳥獣による被害は山間部が大部分であるが、小規模の農用地が多いため、一体的に囲む防護柵の整備が進んでいない。</p> <p>また、捕獲による個体数調整策に依存しがちで、農家の高齢化により、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い、放任果樹の除去(緩衝帯の整備)等の自己防衛策が未整備であり、自らの集落・農地は自らの手で守るという地域住民に対する意識付けや啓発も課題となっている。</p>
----------------------	---	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

八代市における平成28年度の対象鳥獣による被害金額は104,954千円、被害面積は140.46haで、主な被害として、イノシシによる野菜・果樹の食害及び枝折れ被害、ニホンジカによるショウガ等の野菜の被害が目立っている。

八代市では第4期被害防止計画(H30~H32)を策定するにあたり、作物別に被害軽減目標を設定し、平成28年度より、約30%減の73,286千円、98.35haとした。第3期被害防止計画(H27~H29)では、平成22年5月に設立した八代市有害鳥獣被害対策協議会と平成24年3月に設置した八代市鳥獣被害対策実施隊を中心に個体数調整・被害防除の両面から、効果的で着実な被害対策を検討し推進していく。鳥獣害防止総合対策事業の活用や地域懇談会、研修会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに取り組んでいくと伴に森林環境保全整備事業を活用し、森林被害対策についても取り組んでいく。

今後の計画

- ① 地域の意識改革による被害防除体制整備に向け取り組む。
- ② 捕獲と防護の両面での被害防止対策を推進する。
- ③ 隣接市町村・南九州三県との一斉捕獲体制を推進する。
- ④ 捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。
- ⑤ 銃での捕獲が困難な人家等の近くにおいて、ワナによる捕獲圧を高める

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

八代市鳥獣被害対策実施隊	平成 24 年 3 月に鳥獣被害対策実施隊を設置。 隊員数 167 名（平成 29 年 4 月 1 日現在）
--------------	---

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30年度	イノシシ ニホンジカ カラス類 タヌキ	八代市鳥獣害防止対策協議会と連携して、捕獲器材等の導入を進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を猟友会（八代、坂本、氷川）と連携して行い、捕獲従事者の確保・育成を進めていく。 また、自らの集落を守る手段として、中型動物用も含め罠の活用体制を整備していく。
31年度	イノシシ ニホンジカ カラス類 タヌキ	八代市鳥獣害防止対策協議会と連携して、捕獲器材等の導入を進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を猟友会（八代、坂本、氷川）と連携して行い、捕獲従事者の確保・育成を進めていく。 また、自らの集落を守る手段として、中型動物用も含め罠の活用体制を整備していく。

32年度	イノシシ ニホンジカ カラス類 タヌキ	八代市鳥獣害防止対策協議会と連携して、捕獲器材等の導入を進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を猟友会（八代、坂本、氷川）と連携して行い、捕獲従事者の確保・育成を進めていく。 また、自らの集落を守る手段として、中型動物用も含め罠の活用体制を整備していく。
------	------------------------------	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ 第二種特定鳥獣管理計画（以下、「県計画」という。）では、個体数を管理目標とするのではなく、農林産物被害額を保護管理目標とし、平成4年度から平成8年度の平均被害金額を1億5千万円まで抑えることを目標としている。 本市においても、被害額及び被害地域は年々増加しており、今後も被害の増加が予想されることから、過去の捕獲状況及び被害状況を勘案し、各年度とも1,500頭とした。</p> <p>② ニホンジカ 県計画では、目標密度について個体群の保護を優先させる地域（保護地域）は5頭/km<sup>2</sup>、農林業を優先させる地域（調整地域）は2頭/km<sup>2</sup>、生息の拡大が確認された地域（生息拡大地域）は0頭/km<sup>2</sup>と設定している。 また、平成26年度に生息状況調査が行われ、その結果を平成28年10月の県計画に反映させている。 本市においても、その結果を受け、10年後の生息目標頭数を1,700頭と設定し、各年度の計画数を3,000頭とした。</p> <p>③ カラス類 過去の捕獲実績は100羽以下であるが、果樹への被害が目立っており、着果～収穫時期まで長期にわたる被害が発生していることもあり、各年度の計画数を200羽とした。</p> <p>④ タヌキ 過去3年間の捕獲実績はないが、ビニールハウスへの被害など、山間部だけでなく平野部へ生息範囲が広がっていることもあり、各年度の計画数を50頭とした。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲実績数		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	777	1,059	747
ニホンジカ	2,335	2,678	2,308
カラス類	53	65	47
タヌキ	0	0	0

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	1,500	1,500	1,500
ニホンジカ	3,000	3,000	3,000
カラス類	200	200	200
タヌキ	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
年間を通して捕獲取組を行っており、イノシシ、ニホンジカ、カラス類、タヌキを対象とした銃器・わな等による予察捕獲を中心に行う。また、ニホンジカについては隣接する町村、南九州三県と連携し、同一期間での捕獲も実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。



(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
八代市管内	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 5ha (5,600m) 金属柵・ネット柵 5ha (5,600m) 林業用ネット柵 100ha (35,000m)	電気柵 5ha (5,600m) 金属柵・ネット柵 5ha (5,600m) 林業用ネット柵 100ha (35,000m)	電気柵 5ha (5,600m) 金属柵・ネット柵 5ha (5,600m) 林業用ネット柵 100ha (35,000m)

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ カラス	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備を行う。
31年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ カラス	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備を行う。
32年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ カラス	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

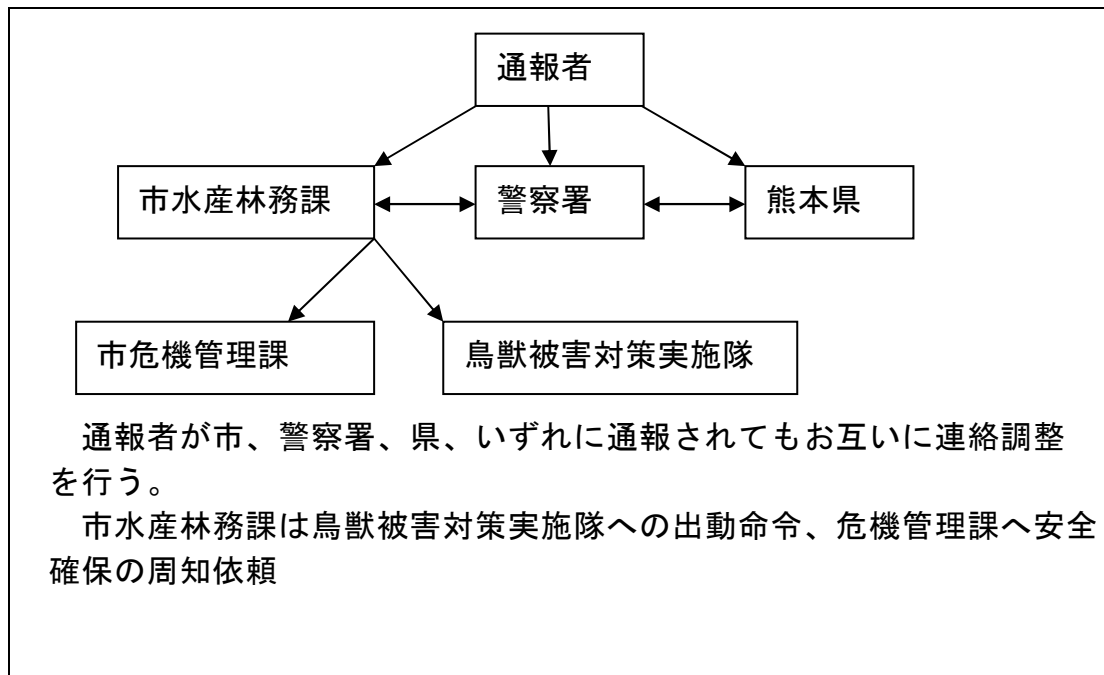
関係機関等の名称	役割
熊本県	県関係機関との連絡調整
八代警察署	捕獲、追い払い時の地域住民の安全確保
鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、追い払い
八代市水産林務課	鳥獣被害対策実施隊への出動命令
八代市危機管理課	防災行政無線等を用いた住民の安全確保の周知

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

東陽・泉管内において捕獲した有害鳥獣は、下岳地区猪鹿解体処理施設にて解体処理し、鳥獣を有効活用することにより地域経済の活性化を図ることとする。

坂本管内においては、捕獲した有害鳥獣は、坂本地区猪鹿解体処理施設にて解体処理し、鳥獣を有効活用することにより地域経済の活性化を図ることとする。

その他の地域で捕獲した有害鳥獣は、持ち帰りによる自家消費、または埋設による処理を行うこととする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等をした鳥獣の処理方法等について記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としてしての利用等その他有効な利用に関する事項

上記解体処理施設等に持ち込まれた鳥獣については食肉として利用することを推進し、販路の確保及び安定供給について、協議会及び各地域の猟友会と連携して検討していく。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等として安全性の確保に関する取組み等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称		八代市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称		役 割
熊本県猟友会 八代支部・坂本支部・氷川支部		有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
農林業代表者		地元の有害鳥獣関連情報の提供を行い、被害対策事業推進への協力。
熊本県林業公社		有害鳥獣関連情報の提供を行う。
熊本県鳥獣保護管理員		有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。
八代地域農業協同組合		対象地域を巡回し、営農技術指導・情報提供を行う。
熊本県農業共済組合八代支所		有害鳥獣関連情報の提供を行う。
八代森林組合		有害鳥獣関連情報の提供を行う。
熊本南部森林管理署		有害鳥獣関連情報の提供を行う。
下岳地区有害鳥獣利活用推進組合		捕獲された有害鳥獣の利活用を推進する。
坂本地区有害鳥獣利活用組合		捕獲された有害鳥獣の利活用を推進する。
事務局	八代市水産林務課	事務局を担当し、協議会及び捕獲に関する連絡・調整を行う。
	八代市農業振興課	事務局の補佐を担当し、農作物被害防止対策に関して関係機関の連絡・調整を行う。
	八代市農林水産政策課 各農林水産地域事務所	事務局の補佐及び地元の被害対策事業の推進。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県南広域本部 農業普及・振興課 県南広域本部 林務課	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月31日に捕獲隊員を実施隊員として移行し、鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員数は190名以内とし、構成等は別紙体制図のとおりである。

なお、隊員は、市の特別職の非常勤職員として委嘱し、捕獲業務中の事故等については、市の公務災害補償等を適用するなど、捕獲業務等に安心して取り組める環境を整備し、平成24年度より鳥獣被害防止のための施策に取り組む。

活動内容は、捕獲活動、被害防止活動等を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合はその設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定次期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合はその規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

防護については、防護柵等を設置する地域や受益者等の協力を得て、設置する。

また、有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い、放任果樹の除去(緩衝帯の整備)、など地域住民に対する啓発を協議会と地域で連携しながら進めていく。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策については、広域に取り組む方が、より効果的であることから、今後、隣接の氷川町と連携していくため体制整備を図っていく。  
将来的には、効果的な捕獲活動に資するために、芦北・球磨地域との連携も視野に入れ、関係機関との検討・協議を重ねるとともに、広域的な捕獲体制を整備していく必要がある。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

